

公明党災害対策本部・障がい者福祉委員会 合同会議

【日時】 平成23年10月6日（木）13:30～15:00

【場所】 衆議院第2議員会館（1階） 多目的会議室

【内容】 団体よりヒアリング及び意見交換

① 東日本大震災に関する現状に対する要望

② 防災計画等に盛り込むべき課題と要望

（各団体5～6分程度でお願い致します。）

（ご案内団体）

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

社会福祉法人 日本盲人会連合

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

財団法人 全日本ろうあ連盟

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

特定非営利活動法人 D P I 日本会議、

日本障害者協議会

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク

社団法人 日本自閉症協会、

日本発達障害ネットワーク

公益社団法人 日本オストミー協会、

財団法人 日本知的障害者福祉協会

~~一般社団法人~~ 全国児童発達支援協議会、

全国身体障害者施設協議会

全国社会就労センター協議会

（出席省庁） 内閣府、 厚生労働省、 総務省、
東日本大震災復興対策本部

（議員出席） 木庭健太郎参議院議員（災害対策本部 本部長）
高木美智代衆議院議員（障がい者福祉委員会 委員長）
山本 博司参議院議員（ // 事務局長
石田祝稔衆議院議員、 荒木清寛参議院議員、

平成 23 年 10 月 6 日

公明党災害対策本部長 木庭 健太郎 様
公明党障がい者福祉委員長 高木 美智代 様

社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
会 長 小川 榮一

災害時における障がい者支援と今後の防災対策に対する日身連の要望について

日頃より障害者福祉向上のために特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。また、東日本大震災における被災地の復旧復興(新生)へのご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、このたびの東日本大震災の発生から半年以上経過しました。政府が、被災地支援に総力を挙げて取り組んでいただいていることに対しては、感謝いたしております。しかしながら、被災地や避難先にいる数多くの被災された方々の生活は、依然として、大変な困難を抱えている現状があります。特に、障害者は、その障害特性ゆえの困難が重なり、生命の危機さえ脅かされる懸念さえあります。

日身連としては、被災された障害を持つ仲間が、一日も早く安心して暮らせる環境整備がなされるためにも、国および地方自治体が、早急にそれらの解消（改善）への対策を講じるとともに、被災実態に関する検証が行われるように、政党間を超えて、ご尽力いただけることを強く願うものです。

つきましては、その実現のため、また、さらには、今回の大震災を機に今後の防災への対策が万全となるよう、以下の項目について要望いたします。

記

1. 東日本大震災における検証について

- (1) 速やかに、障害者手帳保持者をベースに障害者（児）の人的被害（死亡者、行方不明者、負傷者）および避難者への支援状況（避難先を含む）の把握と検証を実施してください。
- (2) 既存の「災害時要援護者」対策・防災指針の有効性や、個人情報保護と避難支援計画に関する課題について検証を行ってください。

2. 現在の復旧復興（新生）支援について

- (1) 復興住宅の整備については、現在、応急仮設住宅の使用期限が限られており、一般住宅への入居が困難な多数の障害者が予想されることから、その使用期限終了後の住宅施策を早急に整備してください。また、その整備にあたっては、障害の特性に配慮したバリアフリー仕様の住宅を必要数設けてください。
- (2) 福祉避難所の設置については、知的障害者や自閉症の方等、指定避難所での避難が困難な者にとって不可欠です。現在も避難所生活を余儀なくされている障害者を対象とした福祉避難所を設置してください。
- (3) 生活および事業の再建等にかかる情報が、一人ひとり（小規模法人や事業所を含む）に届くような情報保障の徹底と、相談支援の充実、移動支援の確保等に最大限努めてください。

3. 原発事故による被災障害者への支援・対応について

- (1) 県外に避難を希望する障害者のサポート（介助者、相談等支援者、教育の機会の保障等を含む）を行ってください。
- (2) 障害当事者および事業者等に対する原発事故の賠償と、賠償を受ける際の手続き等の支援を行ってください。

4. その他、防災等に対するあり方について

- (1) 震災復興のための計画は、今後の地域住民の暮らしの基礎となるものです。障害者の意見が反映されるよう、国、都道府県、市町村のそれぞれにおける復興構想（震災復興計画策定を含む）に関する協議機関に、障害当事者の参画を積極的にすすめてください。
- (2) 個人情報保護条例が壁となり、市町村から障害者手帳保持者の名簿等の開示がされなかったため、その安否確認が思うようにすすみませんでした。今後の災害発生での対応が速やかに行われるためにも、個人情報開示のあり方とその活用方法について検討してください。

以 上

平成 23 年 9 月 20 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

社会福祉法人 日本盲人会連合
会 長 笹 川 吉 彦

要 望 書

我が国歴史上最大の惨事と言われる東日本大震災発生から半年が経過しようとしていますが、今もなお、厳しい生活を強いられている視覚障害者に対し、その窮状を救うため下記事項について格別のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 生活保護関係

- (1) 生活の基盤を失い生計維持が困難となった障害者には、可及的すみやかに生活保護を適用し、最低生活を確保してください。
- (2) 罹災証明を発行している視覚障害被災者に対し、障害ゆえに生じる必要となる生活基盤を確保するため、復興までの一定期間に限った特別給付金を支給してください（たとえば、障害基礎年金を受給している視覚障害者については一定期間に限った加算金を給付するなど）。
- (3) 視覚障害被災者が県外などに避難する場合、安全に移動できるよう、移動支援が必要になりその人的・経済的支援を実施していただきたい。

2. 日常生活用具関係

- (1) 被災地における放射能に苦しむ視覚障害者のため、福島県並びに近県において放射能探知機を日常生活用具給付品目に準じて直ちに支給してください。

3. 就労関係

- (1) 視覚障害被災者が仮設住宅で鍼灸マッサージ治療院を開業できるよう配慮していただいたことに感謝申し上げます。しかし、現状の仮設住宅は床面積や居室が少ないため、住居用の他に治療院としての機能を確保することは極めて困難となっている現状を踏まえ、住居とは別に治療院として利用できる仮設住宅を借りられるよう図っていただきたい。
- (2) 鍼灸マッサージ施術所が被災し、就業できなくなった視覚障害者に対し、施術所の復旧工事費や治療用具の購入費などを確保するため、生活福祉資金などの現行制度を弾力的に運用するか、特例措置を設けるなどして、視覚障害被災者が1日も早く就業を再開できるよう図っていただきたい。

4. 特例措置の延長

国は、被災者に対し、国民健康保険や介護保険などの保険料等の支払を免除しているが、被災障害者については免除期間を当分は継続していただきたい。

以上

平成 23 年 9 月 20 日

内閣府特命担当大臣（東日本大震災復興担当）

平野 達男 殿

社会福祉法人 日本盲人会連合
会 長 笹 川 吉 彦

要 望 書

我が国歴史上最大の惨事と言われる東日本大震災発生から半年が経過しようとしていますが、今もなお、厳しい生活を強いられている視覚障害者に対し、その窮状を救うため下記事項について格別のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 住宅関係

- (1) 視覚障害者の住宅に関する将来的不安を解消するため、希望者には仮設住宅の入居期限を延長するとともに、退去後は低額で入居できる公的住宅を確保し、視覚障害者が優先的に入居できるよう図っていただきたい。

2. 情報提供関係

- (1) 視覚障害者が情報不足に陥らないために、自治体の職員ないし民生委員が個別に視覚障害被災者を訪問し情報を伝達していただきたい。また、視覚障害被災者を対象に定期的に情報交換の場を設けるなどして、視覚障害被災者が情報不足から感じる不安を解消していただきたい。

3. 就労関係

- (1) 視覚障害被災者が仮設住宅で鍼灸マッサージ治療院を開業できるよう配慮していただいたことに感謝申し上げます。しかし、現状の仮設住宅は床面積や居室が少ないため、住居用の他に治療院としての機能を確保することは極めて困難となっている現状を踏まえ、住居とは別に治療院として利用できる仮設住宅を借りられるよう図っていただきたい。

4. 避難所関係

- (1) 現在もなお、避難所生活が続く中、視覚障害者にとって第1次避難所での生活は多くの面で極めて困難である。1日も早く視覚障害者にとって慣れている福祉施設などの第2次避難所に移動できるよう図っていただきたい。
- (2) 福祉施設などの第2次避難所への移動ができるまでは、一般避難所の一部を区画化し、障害者の居住空間を確保し、そこに相談員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーなどの支援者を常駐させるよう図っていただきたい。

以上

平成 23 年 10 月 6 日

災害時における障がい者支援と今後の防災対策についての要望書

公明党災害対策本部

本部長 木庭健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 様

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

理事長 北原 守

日頃より、知的障害のある本人と家族の団体である本会に対してご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。私たちは、知的障害のある人たちが地域において、障害の軽重にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援環境により、豊かなくらしの実現が図られることを願っています。東日本大震災より続いておりますわが国の自然災害発生に際しては、障害ゆえに困難さが増してしまう状況についてご理解を賜り、施策反映をしていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。

○相談支援の充実を

災害時に、知的障害のある人とその家族が仮設住宅などで新しい生活を始める際には、従来とは違う支援ニーズや困り事が数多く出てきます。ニーズを把握し、必要な支援に結びつけていく仕組みが必要です。現状では、相談支援が十分ではなく、戸別訪問やニーズ聴き取りなどが行えていないところもあります。

- ・被災地において早急に相談支援体制が機能するよう、私たち育成会等の互助機能にも資金援助をし、人的な応援や財政面での手当が速やかに整うようにしてください。
- ・被災地内における相談支援事業の自治体間の地域格差を埋め、底上げを図り、各地に定着させるためには、相談支援体制の整備については、次年度以降、継続的な予算措置を最低でも 5 年程度つづけるようお願いします。
- ・自立支援協議会を通して個別の必要なサービス資源を創設していく流れを機能させるために、この流れに対して、国から必要な財政支援を行うようにしてください。

例) —障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業を優先活用し、市町村の負担を国が肩代わりする。

—つなぎ法における「基幹相談支援センター」の設置にかかる費用を国が助成する。

—相談支援スーパーバイザーの派遣費用を国の負担とする

—震災によって新たに福祉サービスが必要になった人に対する福祉サービスの支給決定については市町村負担をゼロにする。など

○被災地での成年後見制度利用に対策を

親や家族を失った知的障害者が、多額の義援金や保険金などを受け取る際に、財産の管理が難しい場合は成年後見制度の利用が必要ですが、現状では受任者不足や手続きの煩雑さが壁となっています。

- ・後見人報酬に対する補助の拡大や成年後見制度利用の実質的な個別給付化を被災地の特例措置として

導入し、第三者後見の受け皿拡充を図り、必要な人が成年後見制度を利用できるようにしてください。

- ・市町村長申立ての際の親族調査の要件を緩和するなど、手続きの簡素化など進めてください。

○小規模な法人の実態調査と支援を

被災した小規模な法人の事業所やグループホームなどには情報や支援が届いておらず、現地の関係者の過剰負担などによって何とか運営を維持しているところが多くあります。

- ・小規模な法人・事業所の実態を調査し、必要な支援が行き届くような体制を構築してください。
- ・特別地域加算や特定事業所加算の扱いで報酬に対する配慮をして、地域全体が安定するまで加算を続けるなど、報酬面での配慮をしてください。

○グループホームの新設支援を

家族同居の知的障害者の中には、震災による被害やその後の避難生活の負担により、従来の生活が難しくなっています。そのためグループホーム・ケアホームへの入居を希望する人も増えています。

- ・住み慣れた地域での暮らしを維持するために、被災したグループホーム・ケアホームの復旧を急ぐとともに、その新設についても後押しするような対策を行ってください。
- ・町の復興計画の中に、障害のある人たちの住まいがきちんと位置づけられるよう自治体への働きかけを行ってください。
- ・グループホーム・ケアホームの新設にネックとなっている建築基準法や消防法などの規制を最大限軽減してください。
- ・賃貸物件の場合に、大家が資金の目処が立たないなどの理由で再建や改修を断念しないよう資金的な補助をしてください。

○障害のある人の仕事（社会参加）の場の確保を

被災地では、障害者も、仕事を失い、収入を断たれている人は数多くいます。障害のある人の給与や工賃水準を維持向上させるためにも、福祉施設に準じて支援することが重要です。

- ・被災地での雇用対策が打ち出される際には、障害者の雇用についてもきちんと位置づけてください。
- ・施設外授産の工場や障害者雇用を積極的に行う企業について、災害復旧費を補助してください。
- ・障害者が再就職をするケースが増加してくることを見据え、新しい仕事内容に適応するためのジョブコーチの養成、増員に必要な対策を行ってください。

○医療情報の共有を

地域の中で身近な医療関係者と関係を築き、診察・健康管理などの医療サービスを受けることは、コミュニケーションの苦手な知的障害者には重要です。しかし、今回のような大規模災害においては、地域の診療所なども同様に被災し、医療サービスを受けられなくなる事態が発生しました。

- ・地域の中で医療サービスが継続して提供されるよう、医療サービスや医学的に必要な情報などについて、他の医療機関、特に地域の中核的な病院との間で共有できるようなシステムを検討してください。

○教育を受ける機会の保障

災害時に道路などのインフラ被害や特別支援学校など通学距離が長い場合には移動手段が確保されず、学校や親が生徒の送迎に十分に対応できないケースもありました。また放課後・長期休暇中については、これまで学校や親族間のつながり、地域社会などが担ってきた支援機能が縮小していることで、特に放課後や長期休暇中に子どもの生活を支えるために家族の負担が大きくなっています。

- ・学校の種別を問わず、被災地においても障害のある子どもたちへの教育機会が保障されるよう、市町村長が主体になって送迎など必要な対応がとれるよう財政的な支援をしてください。
- ・放課後、長期休暇中の支援を担うサービス資源の拡充を図ってください。
- ・児童期の相談支援を充実させ、児童の健全育成と家族支援ニーズを把握し、充実したサービスにつながるよう相談支援体制を整えてください。

○障害のある人・事業所の被災状況についての検証を

今回の震災発生以後、障害のある人や支援事業所（支援者）がどのような状況に置かれたか、徹底した検証が必要です。

- ・災害時の対応についての調査・検証については、今回の補正予算限りにせず、国が責任をもって継続して行ってください。

○福祉版DMA Tの仕組みづくりを

今回の震災に伴う障害福祉関係の救援活動について、当事者団体や職能団体、事業者団体など民間がはたした役割は重要でした。

- ・民間事業所が果たした成果を検証し、その評価と課題を整理し、国や自治体と民間団体が協力して災害対応にあたることのできる仕組みづくりを検討してください。
- ・特に介護職員や相談支援専門員などについては、医師や看護師などによる災害派遣医療チーム（DMA T）と同様に、行政と職能団体が事前に災害発生時の職員派遣にかかる協定を締結し、発災後すみやかに派遣できる体制をつくってください。

○原発事故被害による児童の「一時避難」に対する支援の拡充を

今年の夏休みには、原発事故被害区域（通常よりも放射線量が高い地域）において、少しでも放射能汚染のリスクを軽減させるため遠方への一時避難（サマースクールなどへの参加）が相次ぎました。その中で知的障害・発達障害のある子どもは、介助者の同行が求められるなど、受入れの難しさが浮き彫りとなっています。

- ・わが国にとっても未曾有の事態である原発事故から、少しでも子どものリスクを軽減させたいという保護者の心情に配慮し、一時避難時に必要な支援者派遣費用を公費助成するなど支援を拡充してください。

- (4) 災害時行政等公的機関だけでは被災障害者の支援は不可能であったことが今回の震災でも立証されています。個人情報保護法を改定し、支援団体特に障害当事者が構成主体になっている支援団体への障害者名簿の開示を法制化してください。
- (5) 救援には公的機関・施設だけでなく障害当事者団体もあたっています。それら支援団体は民間であり、資金面で余裕がなく活動に支障をきたしました。支援団体への活動助成が受けられるよう国が支援する制度を作ってください。
- (6) 当連盟は従来から官公庁の問い合わせ先に電話番号だけでなく、FAX番号の併記の義務付けを要望し続けていますが、実現の道が見えません。平常時の施策が災害時でも踏襲されますので、政府のすべての連絡先公表に際してのFAX番号の併記を義務付けてください。

以 上

公明党

災害対策本部

本部長 木庭健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 様

〒162-0802 新宿区山吹町 130 SK ビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎

震災時における障がい者支援と今後の防災対策に対する要望

つね

日頃は私ども聴覚障害者の福祉向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして下記要望いたしますので、早期実現についてお力添えをよろしくお願い申し上げます。

記

1. 東日本大震災に関する現状に対する要望

- (1) 被災聴覚障害者の生活を支える相談支援を充実するための予算を確保してください。
 - ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者、聴覚障害者相談員の設置・派遣を充実させる必要がありますが、復興に予算が多く回され、障害関係予算の確保が困難です。国の復興予算を障害者対策と特定して充当するようにしてください。
- (2) 被災地での障害者の就労の促進について具体的な対策を講じてください。
- (3) 原発事故での被災障害者へ以下の対策を行ってください。
 - ・原発事故による賠償を障害者が漏れなく受けられるように支援を行ってください。
特に聴覚障害者は情報を得にくく、また説明が理解しにくいことがあり、障害者対象の説明会を開催するなどきめ細かい配慮をするよう働きかけてください。
 - ・県外避難している聴覚障害者への情報保障について、被災者を受け入れている自治体に、きめ細かい配慮がなされるよう働きかけてください。
- (4) 情報保障を徹底してください。
 - ・テレビ放送への手話、字幕の挿入を拡大してください。
 - ・官邸記者会見のインターネット配信では手話通訳者が配置されていますが、テレビニュースでは話し手のみの映像が流されます。理由は手話通訳者が話し手とは別のカメラで収録され別画面にして挿入しているからです。手話通訳者を話し手の横に立たせ一つのカメラで収録することで同一画面に映るように政府に働きかけてください。
- (5) 政府広報やホームページの問い合わせ先には電話番号だけでなく F A X 番号も併記するように働きかけてください。
 - ・政府広報[生活再建ハンドブック]（改訂増補版）掲載の問い合わせ先がほとんど電話番号だけになっています。担当部局に問い合わせたところ、次号では留意するとの回答でしたが、現在紙媒体だけでなくダウンロードできるようにホームページにアップされています。印刷物は間に合わないでしょうが、データへの追加挿入はできるはずですので、すぐ追加挿入するよう働きかけてください。
- (6) 「災害時要援護者」制度が機能しているのかどうか検証のうえ実情を公表してください。

2. 防災計画等に盛り込むべき課題と要望

- (1) 国、都道府県、市町村等で復興計画を策定する際には障害当事者団体を必ず参加させてください。
- (2) 東日本大震災での「災害時要援護者」制度の有効性を検証し、対策を見直し、周知徹底を図ってください。
- (3) 東日本大震災での障害者の被災実態を調査し、障害者に関する防災マニュアル・ガイドラインを全自治体で作成してください。また作成に当たっては障害当事者を必ず参加させてください。

平成23年10月6日

公明党 災害対策本部
本部長 木庭 健太郎 様
公明党 障がい者福祉委員会
委員長 高木 美智代 様

社団法人全国脊髄損傷者連合会
副理事長 大濱 眞

仮設住宅のバリアフリー化と寒冷対策について(要望)

JDFとしての統一要望のほか、当会から下記2点について要望いたします。

- 1. 東日本大震災の被災地に建造されている仮設住宅のうち、高齢者・障害者用のバリアフリールームについて、車イス使用者でも使いやすいように、浴室やトイレの構造を早急に改善していただきたい。**
- 2. 今冬の寒冷対策が全般的に遅れているので、仮設住宅の断熱機能の強化や寝具の給付など、必要な措置を早急に講じていただきたい。**

1. 仮設住宅のバリアフリー化について

被災地の障害者から、仮設住宅のバリアフリールームについて改善要望が出ています。立地の制約上、特に浴室やトイレが狭く設計されています。

たとえば浴槽の場合、容積を稼ぐために深く設計され、車イス使用者が高い浴槽を越えられません。また、トイレも面積が狭く、車イスでは進入できない設計になっています。これでは、せっかくのバリアフリー設計の意味がありません。

このままでは、2年の入居期間中ずっと浴室やトイレが使えないままなので、至急改造していただくようにお願いします。

また、この問題について、衆参両院の厚生労働委員会で取り上げていただくようにお願いします。

2. 今冬の寒冷対策について

被災地における寒冷対策としては、電気カーペットや毛布の支給、仮設住宅でのエアコンの設置などの措置が講じられています。しかし、東北の厳冬に対して十分な備えとは言えません。

特に岩手県は全般的に公的支援が遅れており、体温調節機能障害を負う脊髄損傷者をはじめ、障害者や高齢者が今冬を無事に乗り切ることができるか、非常に懸念されています。

つきましては、仮設住宅の床下や壁面に断熱材を入れる、羽毛布団や電気毛布を給付する、などの必要な措置を早急に講じていただくようにお願いします。

DPI日本会議

＜東日本大震災 被災障害者等の支援と復興に関する要望＞

2011.10.6 公明党ヒアリング提出資料

■JDFで提出した要望をすべて実現願います。

■特に、DPIとしてさらに強調してお願いしたい点は下記の4点です。

- ①仮設住宅(みなし含む)のバリアフリー化及び、冷暖房設備(燃料含む)の支援拡大と徹底！
…緊急的には、この冬の越冬に耐え得る十分な支援を。
- ②原発事故(放射性物質による汚染)に起因する、自主避難者への支援拡大、充実、強化！
…強制・計画的避難区域以外の自主避難者への支援を(家賃補助等:当事者&介助者)
- ③移動支援(ヘルパー、移送サービス等)の充実を！
…現地雇用促進にもなる
- ④「インクルーシフ社会の構築」を復興の柱に！
…復興は障害当事者参画の徹底を！

2011 年 10 月 6 日

公明党災害対策本部

本部長 木庭 健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木 美智代 様

東日本大震災および防災計画等に関する要望

日本障害者協議会（JD）

代表 勝又 和夫

東日本大震災による被災障害者等の支援についてのご尽力に心から敬意を表します。
本日の合同会議に際し、下記の通り要望します。実現に向けて尽力いただきますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 検証の実施

障害者の犠牲者数、行方不明者数および発災後の生活実態、既存の災害対策等についての検証を速やかに行なってください。

2. 仮設住宅(みなし仮設住宅を含む)で暮らす障害者への対応

- (1) 仮設住宅のバリアフリー化をはかってください（補修工事の柔軟運用含めて）。
- (2) 仮設住宅への円滑な入居の支援をはかってください。

3. 原発問題についての対応

- (1) 福島県在住の障害者の、県内外での避難生活実態を早急に把握し、緊急に必要な支援等対策を講じてください。
- (2) 極めて困難で複雑な東京電力への補償の申請方法について、被災障害者に対して負担軽減を中心に特別の手立てを講じてください。

4. 被災障害者および支援者の暮らしを守るための対策

- (1) 就労継続支援事業ならびに作業所等で働いている障害者に対しても、障害者施設の職員同様の休業補償を実施してください。
- (2) 現在、自助努力で行わなければならない障害者施設の再開の支援を行なってください。

5. 「個人情報保護」についての対応

発災時の迅速な安否確認が、障害者個々人の所在地などの情報が開示されないため進まない状況があり、1の検証も滞っている現状を招いています。被災時の個人情報保護の取り扱いについて平常時にその検討を行い、ガイドラインなどを作成してください。

6. 復興計画策定等への参画

国ならびに自治体の復興に関わる会議等に、障害者団体の代表者が参画できるようにしてください。

以上

日本障害者協議会 (JD) 正会員一覧 (2011年10月6日現在/62団体)

法人格	正会員名	〒	所在地	TEL	FAX
	きょうさん	164-0011	中野区中央5-41-18 東京都生協連会館内	03-5385-2223	03-5385-2299
(財)	共用品推進機構	101-0064	千代田区猿楽町2-5-4 OGAビル2階	03-5280-0020	03-5280-2373
	口と足で描く芸術家協会	162-8703	新宿区山谷砂土原町3-4 生泉ヶ谷ビル	03-3267-2881	03-3267-5766
(独)	高齢・障害者雇用支援機構	105-0022	港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー15階	03-5400-1603	03-5400-1635
(NPO)	埼玉県障害者協議会	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	048-825-0707	048-825-3070
	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会	558-0011	大阪市住吉区苅田5-1-22 大阪障害者センター	06-6697-9005	06-6697-9059
	障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会	169-0072	新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F 日本障害者センター	03-3207-5937	03-3207-5938
	障害者の生活保障を要求する連絡会議	101-0054	千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階	03-5282-0016	03-5282-0017
	障害乳幼児の療育に必要負担を持ち込ませない会	603-8324	京都市北区北野紅梅町85 弥生M201 らく相談室気付	075-465-4130	075-465-4151
(NPO)	全国LD親の会	151-0053	渋谷区代々木2-26-5 ハロー代々木415	03-6276-8985	03-6276-8985
	全国救護施設協議会	100-8980	千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	03-3581-6502	03-3581-2428
(NPO)	全国こばを育む会	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル内	03-3207-7182	03-3207-7182
	全国視覚障害児(者)親の会	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル内	03-3208-3845	03-3208-3845
	全国肢体不自由児施設運営協議会	173-0037	板橋区小茂根1-1-10 心身障害児総合医療療育センター内	03-3974-2146	03-3554-6176
	全国失語症患者家族会	168-0082	杉並区久我山2-10-23 園田様方	03-5336-9727	03-5336-9727
	全国社会就労センター協議会	100-8980	千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	03-3581-6502	03-3581-2428
(福)	全国重症心身障害児(者)を守る会	154-0005	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781	03-3413-6919
	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会	136-0073	江東区北砂1-15-8 地域交流支援センター内	03-5634-8790	03-3644-6808
(NPO)	全国障害者生活支援研究会	210-0848	川崎市川崎区京町2-24-4-608	044-271-8788	044-271-8788
	全国障害者問題研究会	169-0051	新宿区西早稲田2-15-10 西早稲田関口ビル4階	03-5285-2601	03-5285-2603
	全国身体障害者施設協議会	100-8980	千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内	03-3581-6502	03-3581-2428
(社)	全国腎臓病協議会	170-0002	豊島区巣鴨1-20-9 巣鴨ファーストビル3階	03-5395-2631	03-5395-2831
(NPO)	全国精神障害者団体連合会	201-0003	柏江市和泉本町2-18-1 和泉プラザ103号	03-5438-5591	03-5438-5592
(NPO)	全国精神障害者地域生活支援協議会	160-0022	新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑418	03-5312-1950	03-5312-1951
	全国知的障害者施設家族会連合会	651-0016	神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内	078-371-3930	078-371-3931
	全国特別支援教育推進連盟	113-0034	文京区湯島1-5-28 ナーベルお茶の水2階	03-3812-3191	03-3812-3191
(社)	ゼンコ	165-0023	中野区江原町2-6-7	03-3952-6166	03-3952-6664
(社)	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	162-0066	新宿区山谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1階	03-3225-5600	03-3354-0046
(財)	鉄道弘済会	102-0083	千代田区麹町5-1	03-5276-0321	03-3265-2428
(福)	鉄道身障者福祉協会	102-0083	千代田区麹町5-1	03-5276-0360	03-3264-4824
	東京都身障者連合会	192-0041	八王子市中野上町3-5-13	0426-25-0747	0426-25-0747
	長野県障害者運動推進協議会	380-0906	長野市鶴賀七瀬629-1長野東ビル8階 803室 長野県社会福祉推進協議会気付	026-264-5456	026-264-5456
	奈良県障害者協議会	630-8301	奈良市高畑町 奈良教育大学付属小学校特別支援学級内	0742-27-9284	0742-27-9285
	日本音楽療法学会	105-0013	港区浜松町1-20-8 浜松町1丁目ビル6階	03-5777-6220	03-5401-0337
(NPO)	日本介助犬アカデミー	222-0033	横浜市港北区新横浜2-12-3 成田ビル	045-475-4925	045-475-4926
(社)	日本筋ジストロフィー協会	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル内	03-5273-2930	03-3208-7030
(一般社)	日本車いすシーティング協会	105-0014	港区芝2-2-12 ローヤルマンション金杉505号室	03-6435-0365	03-6435-0366
(一般社)	日本言語聴覚士協会	160-0022	新宿区新宿2-5-16 霞ビル8階	03-6412-9853	03-6412-9854
(社)	日本作業療法士協会	111-0042	台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル	03-5826-7871	03-5826-7872
(福)	日本肢体不自由児協会	173-0037	板橋区小茂根1-1-7	03-5995-4511	03-5995-4515
(社)	日本自閉症協会	104-0044	中央区明石町6-22 築地622	03-3545-3380	03-3545-3381
(社)	日本社会福祉士会	160-0004	新宿区四ツ谷1-13 カタオカビル2階	03-3355-6541	03-3355-6543
(一般社)	日本手話通訳士協会	112-0014	文京区関口1-7-5 メゾン文京関口805号	03-6906-8360	03-6909-8359
(財)	日本障害者スポーツ協会	103-0013	中央区日本橋人形町2-14-9 三星ビル5階	03-5939-7021	03-5641-1213
(公財)	日本障害者リハビリテーション協会	162-0052	新宿区戸山1-22-1 戸山サンライズ内	03-5273-0601	03-5273-1523
	日本職業リハビリテーション学会	813-8603	福岡市東区松香2-3-1 九州産業大学国際文化学部臨床心理学 倉知研究室気付	092-673-5818	092-673-5818
(社)	日本整形外科学会	113-8418	文京区本郷2-40-8 Tビル3階	03-3816-3671	03-3818-2337
(社)	日本精神保健福祉士協会	160-0015	新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7階	03-5366-3152	03-5366-2993
(福)	日本点字図書館	169-0075	新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0241	03-3204-5641
(社)	日本てんかん協会	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル4階	03-3202-5661	03-3202-7235
(一般社)	日本難病・疾病団体協議会	162-0822	新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン610号	03-6280-7734	03-6280-7735
(NPO)	日本脳外傷友の会	259-1217	平塚市長持221-1 東川様方	0463-31-7676	0463-31-7676
(社)	日本発達障害福祉連盟	114-0015	北区中里1-9-10 ハレドール六義園北402号室	03-5814-0391	03-5814-0393
	日本病院・地域精神医学会	160-0004	新宿区四谷4-6-1 四谷サンハイツ609号	03-3351-8030	03-3351-8030
(福)	日本盲人社会福祉施設協議会	110-0016	台東区台東3-1-6	03-6240-1452	03-6240-1352
(社)	日本リウマチ友の会	101-0047	千代田区内神田2-7-7 新内神田ビル3階	03-3258-6565	03-3258-6668
(社)	日本理学療法士協会	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷3-8-5	03-5414-7911	03-5414-7913
(社)	日本リハビリテーション医学会	162-0825	新宿区神楽坂6-32-3	03-5206-6011	03-5206-6012
(一般社)	花と緑のハート事業協会	734-0003	広島市南区宇品東6-2-20 総務経理部	082-251-8208	082-253-3924
(NPO)	発達保障研究センター	169-0051	新宿区西早稲田2-15-10 西早稲田関口ビル4階 全国障害者問題研究会内	03-5285-2601	03-5285-2603
(福)	ぶどうの木・ロゴス点字図書館	135-0052	江東区潮見2-10-10	03-5632-4428	03-5632-4454
	無年金障害者の会	661-0033	尼崎市南武庫之荘7-18-18	06-6434-2257	06-6434-2257

平成 23 年 10 月 6 日

公明党

災害対策本部

本部長 木庭 健太郎 殿

障がい者福祉委員会

委員長 高木 美智代 殿

社団法人日本自閉症協会

会長 山 崎 晃 資

災害時における障がい者支援と今後の防災対策について

今回の災害時において、自閉症の人やその家族にとって、被災の生活は、「障害者」として一括りに出来ない苦労や困難があることが明らかになりました。

例えば、慣れた生活状況が一変したことによる不安の強まり、避難所という集団状況に馴染めず、動き回ったり声を上げることについて、周囲の反応を気にする親側の不安の強まりなど、本人だけでなく家族にとっても過酷な状況に陥りやすいことです。この事実、すでに新聞やテレビなどのマスコミで報道されました。また一方で、普段から自閉症の人を受け入れている社会福祉施設や学校などの社会資源が、本人や家族にとっての安心出来る居場所となりました。

そして、自閉症の人たちに対応できる人材確保という点に置いても、支援拠点として重要な役割を果たすことが明らかになっています。

これらのことから、当協会としては、「自閉症」という他者との場の共有や関わりに困難を有する人たちへの災害時における標記について、下記のとおり要望いたします。

記

○東日本大震災に関する現状に対する要望

- 1 物が全部流されているので、冬支度の普通の生活を作り上げることに加えて、自閉症児にとって必要な環境や生活物資を取り揃え、まずは子どもの生活を「元に戻す」ことが必要である。

このため、被災した自閉症児者（障害者）家族の生活が回復するまでの中期（3～5 年）的な財政支援が必要である。

日本障害者協議会役員名簿

2011年10月6日現在

役名	フリガナ 氏 名	所 属
代 表	カツマタ カズオ 勝又 和夫	ゼンコロ会長
副代表	タナカ テツジ 田中 徹二	日本点字図書館理事長
副代表	ヒガシカワ エツコ 東川 悦子	日本脳外傷友の会理事長
副代表	ヨシモト テツオ 吉本 哲夫	障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会会長
常務理事	フジイ カツリ 藤井 克徳	きょうされん常務理事
理事	アカヒラ マモル 赤平 守	全国障害者生活支援研究会代表幹事
理事	イシワタ カズミ 石渡 和実	東洋英和女学院大学教授
理事	イワサキシヤ 岩崎 晋也	法政大学教授
理事	オオタ シュウヘイ 太田 修平	障害者の生活保障を要求する連絡会議事務局長
理事	サトウ ヒサオ 佐藤 久夫	日本社会事業大学教授
理事	ソノベ ヒデオ 園部 英夫	全国障害者問題研究会事務局長
理事	ハルタ フミオ 春田 文夫	日本チャリティプレート協会会長
理事	ヒルマ マチヅコ 比留間 ちづ子	日本作業療法士協会
理事	フクイ ノリコ 福井 典子	日本てんかん協会理事
理事	フクザワ トシオ 福澤 利夫	日本筋ジストロフィー協会顧問
理事	マスタ カズヨ 増田 一 世	やどかりの里常務理事
監事	アサヒ マサヤ 朝日 雅也	日本職業リハビリテーション学会会長
監事	アリムラ リツコ 有村 律子	全国精神障害者団体連合会常務理事

平成 23 年 10 月 6 日

公明党災害対策本部

本部長 木庭健太郎 殿

障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 殿

公益社団法人全国精神保健福祉会

理事長 川崎 洋子

東日本大震災の現状及び防災計画に関する要望

東日本大震災は、私たちに十分な災害対策の必要性を痛感させました。特に災害に対する厳しい予測と、適切な避難先の特定、日常の意識と訓練の必要性は、災害時に極めて重要であることを認識させました。この度の震災で、精神障がい者の施設は大きな打撃を受けましたが、利用者の人々は無事であったと聞いています。ただ、施設に通っていない自宅にこもりがちな多くの精神障がい者がどのようにされていたのか、みな無事であったのかは明確ではありません。まさに突発的な災害が起きた時、弱い立場の人にどう伝えていくのか、日頃のコミュニティのあり方など、真剣に考え進めていかなければならない課題があると考えます。以下この度の震災を通して必要と感じたことを要望として挙げさせていただきます。

- 1、 災害時にはコミュニティの助け合いが大きな働きをすると思いますが、精神障がいについては社会の偏見が根強く、近隣に存在が知られていないことも多くあります。精神障がいの知識が偏見なく地域に浸透するよう、教育の場面や行政の働きかけとして、精神疾患、精神障害に関する普及啓発を行って下さい。
- 2、 東日本大震災時、着の身着のままで避難せざるを得ず、薬を持ちだすこともできませんでした。受診先の病院も被災し薬をもらうことができず、大変困ったと聞いています。精神障がい者には薬を欠かすことができません。緊急時に薬が出せる体制を作っておくようにして下さい。また通院のための交通手段を確保することも重要であると思います。
- 3、 今回の大震災で、精神障がい者の施設が打撃を受けました。再開が危ぶまれるところもあります。利用者が行き場を失うことの無いよう、施設を再開し、今までどおり通所ができるようにして下さい。
- 4、 災害によって心に傷を受けた人、引きこもっている精神障がい者の人など、自分のことを手を挙げて表現できない人はたくさんいると思います。受診を待っているだけでは助けることはできません。医療が地域に出向き、対話し治療をするとともに、予防的にもかかわる体制が必要だと思います。

震災時に障がい者の命と暮らしを護るための要望書

公明党災害対策本部 本部長 木庭健太郎 様
障がい者福祉委員会 委員長 高木美智代 様

① 東日本大震災に関する現状に対する要望

ア・被災地において、権利擁護（成年後見制度の利用等）を受けられる体制整備を急いで下さい。

イ・110番、119番のような、被災時にここに連絡すれば、支援要請ができる、情報が取れるというような電話番号を決めて、広く周知して頂きたい。

また、その際、オペレーティングする体制と、そのニーズに応える支援体制を用意頂きたい。

■参考

厚生労働省は3月29日、被災した高齢者を含む要援護者の受け入れ状況と、介護職員の派遣状況について、震災後、初めて発表した。（中略）介護職員は、全国で派遣可能な8137人のうち172人の派遣を実施した。

要介護者ら国主導と施設間で受け入れへ 東日本大震災で4万人超
（キャリアブレイク 2011年3月31日）

被災された障害者等への支援の確保

○被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼し、介護職員を全国から108人（平成23年5月6日現在）被災地に派遣しています。また、被災障害者等を他県において492人（平成23年5月6日現在）受入れています。（厚生労働省社会・援護局）

2011年5月9日：内閣府男女共同参画局総務課まとめ

・なぜ、このような対応しかできなかったのか。調査し、改善頂きたい。

ウ・復興予算の中で、被災自治体の自立支援法における負担部分（1／4）を当面の間、負担できないでしょうか？

エ・被災地に再建及び新設をする福祉サービス拠点の整備費補助（仮設ではない）は、できないでしょうか？また、その際に、その過程のコンサルティングや事務代行をする費用を助成できないでしょうか？

② 防災計画等に盛り込むべき課題と要望

ア・避難所には、すべて、認知3障がい（認知症・精神障害・知的・発達障害）に対応するエリアを設けることを義務付けて頂きたい。

イ・福祉避難所の設定・機能があいまいになっている。整理して頂きたい。

ウ・自治区などの避難訓練の際、障がい当事者に、実際に参加を求めるようにしてもらいたい。

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク 代表理事 戸枝陽基

- 2 自閉症をはじめとする発達障害に対応できる医師の被災地への中・長期的派遣が必要である。
- 3 自閉症の特性を関係機関及び支援者の人たちへ伝えるものがなく、障害証明としての「発達障害者手帳」などの発行が必要である。

○防災計画等に盛り込むべき課題と要望

- 1 災害が発生した際に、福祉施設（自閉症関係施設）が常設福祉避難所としての役割を担うための体制を整備することが必要である。
一方、公立小中学校は、避難所として活用できたが、県立特別支援学校が活用できなかった面もあり、よりよい運用が必要である。
- 2 個人情報保護法があることで、障害児がいるということが地域の福祉関係者に十分知られていなかった。市町村関係者はだれも確認に来なかった。せめて地域の相談支援専門員には障害児者の存在と住所を周知し、障害者の安否確認が行われる体制を整備することが必要である。
- 3 災害救助法では一度救済したら二度目は救済しないという定義により、支援物資を受け取る権利がなくなった自閉症児者がおり、このようなケースを救済するための法律の整備が必要である。

公明党

災害対策本部

本部長 木庭健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 様

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

理事長 市川 宏 伸



災害時における障害者支援と今後の防災対策についての要望書

平素より発達障害のある人たちに対して、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災で被災されました多くの方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます次第です。また、この間困難な状況の中で懸命にご対応いただいていることに厚く御礼申し上げます。

各方面でのご支援、ご尽力を十分承知した上で、日々深刻な状況にある発達障害者とその家族に対する支援・救済につきまして、一日でも早くこれまでの日常を取り戻せるよう、特段のご配慮をお願い申し上げ、下記の事項について要望いたします。

I. 東日本大震災に関する現状に対する要望

① 長期的な方向性のある支援

- ・震災前から元々サービス資源が乏しい地域が多くあり、震災を期に、新たな発達障害者支援のグランドデザインを作り、長期的な展望に立ったビジョンに基づく支援を進める。

② 地元に根付いた発達障害者および家族に対する支援機能の回復

- ・地元の専門家や支援員の更なる活用や、新たな専門職員の育成・雇用、支援者と被支援者のネットワーク再構築等、地元に根付いた復興の足掛かりとなるような対策が望まれる。
- ・地元の支援者と被支援者をつなぐための支援コーディネーターの存在が支援の成否に関与する。支援コーディネーターの人材確保等に対する国からの支援充実が必要である。
- ・不足している地元専門家の育成と同時に新たな雇用創出が望まれる。

③ 放射能汚染を含む損害に対する対策と配慮

- ・放射能を含む損害を受けた施設等の再開や移転に伴う財政的支援を早期かつ継続的に行う。
- ・放射能の影響について、支援を受ける側のみならず、県内外からの支援者に対する情報公開等の配慮等が望まれる。

④ 震災に関する復興支援の予算について

- ・発達障害児への細やかな支援を進めるために、「障害福祉サービスの再構築」の基金だけではなく、「子育てサービスの再構築」「地域医療提供体制の再構築」など、柔軟に広く活用できる体制とすることが望まれる。

II. 防災計画等に盛り込むべき課題と要望

① 横断・柔軟的行政ベースの防災計画

- ・省庁ごとの縦断的な行政の枠組では柔軟な防災計画は難しい。省庁をこえた横断的な行政システム構築が柔軟な防災計画につながると考える。

② 発達障害者の特性に配慮した福祉避難所の設置等含む防災計画

- ・特別支援学校の福祉避難所指定、特別支援学級の支援スペース活用をはじめ、一般避難所での生活が難しい発達障害者に配慮した防災計画の設定が望まれる。
- ・感覚過敏、不測の事態への対応困難など発達障害特性を考慮した防災計画を進めていただきたい。

③ 子どもの遊び場を考慮した防災計画

- ・震災以降、公園等子どもの遊び場が震災対応の場として利用されていることが多い。被災した子どもたちがより安心できるよう、遊び場の確保に関して十分に考慮した防災計画を進める。

④ 被災地からの速やかな情報発信

- ・速やかに被災地に入り、現状と支援の必要性を発信する国の発達障害機関を作っていただきたい。

平成23年10月6日

公明党災害対策本部

本部長 木庭 健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木 美智代 様

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 中 原



東日本大震災に関する現状に対する要望書

日頃より、知的障害福祉の推進に向けて、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

この度の東日本大震災の発生から、半年以上が経過いたしましたが、被災地における障害者にとっては、今なお苦しい生活を強いられている方がたくさんいらっしゃいます。

現在、福祉施設等においては、津波による福祉施設の倒壊や福島原発事故の影響など、様々な困難が伴う中でも懸命に利用者支援にあたっています。

つきましては、障害のある方々及びそのご家族を支える福祉施設等の復旧等に向けて、次の事項につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 大津波等によって倒壊した施設について、一日も早く利用者支援が行えるよう、倒壊した施設の復旧に向けて、施設整備費を拡充するとともに、事業者負担を伴わない特例措置をお願いします。
2. 福島第一原発の事故による避難区域等の圏内にある福祉施設利用者の安全で安心できる生活を確保するために、国の責任において、早急に福島県内での代替地の確保を含めた仮設施設等の整備をお願いします。
また、放射能汚染により長期に渡り施設・事業所等が使用不可能な場合にも、国の責任において、代替地の確保費用及び施設整備費の全額国庫補助をお願いします。
3. 東京電力の賠償に至るまでには時間がかかるものと思料されることから、福島第一原発の事故で生じた被害への補償については、補正予算によって国が立て替えて支払うようお願いします

4. 福島県における障害福祉施設や事業所の被災対応や除染については、学校や公共施設は優先順位が高いのに、福祉施設等は「その他」で整理され、被災対応や除染の順番が後回しにされております。障害児を抱えた施設や県外に避難している施設等もあることから、学校や公共施設並びで早急な対応を行っていただくようご指導をお願いします。

5. 被災したグループホーム・ケアホーム入居者や在宅生活者に対しては、仮設住宅が整備されてきたところですが、住環境の変化により自閉症や重度の知的障害者の方が環境不適應行動を起こし、周囲の居住者との関係で仮設住宅に住みにくい状況が生じております。また、車椅子の利用者にとっては段差等があり、非常に困難な生活を強いられております。これからは寒さ対策も必要です。一般的な対応の他に個々の障害特性に対応したバリアフリー化、防音、福祉機器の配置等きめ細やかな暮らしやすい住環境整備に向けた改修工事や障害者用住居の建設について、早急に国庫補助により対応していただくようお願いします。

6. 震災や風評被害により企業が避難したり、規模を縮小していることから、障害者の働く場所が無く、工賃確保もままならない状況が続いております。これまでの企業等の復興施策にとどまらず新規企業の参入にも積極的な支援をお願いするとともに障害者の雇用、福祉事業所への優先発注等にもご配慮下さるようお願いいたします。

そして、どうしても職場の確保の出来ない被災障害者に対しては、所得保障を行うようお願いします。

7. 障害福祉サービスの新体系への移行期限は平成24年3月までとなっていますが、被災施設では移行準備ができないことも想定されることから、特段の配慮をお願いします。

8. 上記要望の達成のためには、まず第一に各被災市町村の実情にあった復興計画の作成が不可欠です。復興計画の中で福祉施策も復旧されなくてはなりません。

災害復旧費につきましては、可能な限り被災地方自治体の特色ある、実情にあった、障害者に配慮された、自由裁量度の高い国庫補助となるようお願いします。

防災計画に盛り込むべき要望書

今回の大震災においては、様々な問題が提起されました。想定外という言葉では済まされない人災的な事態も多々起こっています。まず、これまでの状況を的確に分析し、これまでの防災計画を検証することが最初の第一歩と考えます。

今後の障害のある方々及びそのご家族を支える防災計画等の作成に向けて、次の事項につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 防災計画の作成に当たっては、障害者の直接の意見（支援者の意見を含む。）を聞き、その意見を反映させること。
2. 一般の避難所においては、障害者に違和感を持つ人が居たり、また、障害者の親御さんにとっては一般の避難者に対して迷惑をかけるのではないかという心配があり、一緒に避難所で過ごすことが難しいケースがありました。つきましては、避難所を定めるにあたっては、障害者に特別な配慮の出来る施設（例えば、特別支援学校等）を定めるとともに、災害時に備えた避難訓練等を実施しておく必要があること。
3. 一般の仮設住宅においては、バリアフリーで無いこと、防音壁でないこと等により、障害者の住環境に様々な支障が見られたことから、あらかじめそうした対応の出来る福祉仮設住宅の準備が必要であること。福祉施設の場合も同様であり、既存の材料等に工夫をした仮設福祉施設の研究を行いその準備等をしておくことも必要であること。
4. 今回、災害時要援護者登録制度については機能しませんでした。要援護者にとって、ライフラインの断裂は、生命の危機に直面します。事前に登録された居所には確実に確認に行く体制づくりが必要であること。
5. 障害者に対する防災マニュアルやガイドラインの作成を進め、常日頃から災害に対する啓発を行うとともに、避難訓練等も行ふ必要があること。

公明党災害対策本部・障がい者福祉委員会 合同会議資料

平成 23 年 10 月 6 日

公明党

災害対策本部

本部長 木庭健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木美智代 様

全国児童発達支援協議会

会 長 加 藤 正 仁

災害時における子ども等への支援 と 今後の防災対策についての意見書

本文書は、この度の東日本大震災を踏まえ、被災された発達支援を必要としている子どもとその御家族への支援、および今後の防災計画に関して、私たちは次のようなことを必要と考え提案いたします。

I：東日本大震災に関する現状に対する意見

1. 在宅障害児の早期発見と支援の早期開始

- ① 行政機関を含めた被災および避難により、乳幼児健診等のスクリーニング機能が十分に回復していないことが伺える。被災地および避難地域における早期発見はもとより早期支援体制の回復を早急に進め、子どもと家族への発達支援の介入の時期を逃さぬよう、しかるべき指導および援助を進める。

2. 在宅障害児とその家族の支援場所の回復

- ① 流出、損壊を受けた障害児支援事業所の再開、避難先（例えば、福島県の大熊町が会津若松市に）への仮移転等に関わる財政的援助などの支援を早期に開始し継続する。
- ② 損害（放射能汚染も含む）を受けた建物の再建と教材教具・備品器具・消耗品・送迎車両の復旧および整備を促進する。
- ③ 仮設住宅近隣での支援体制を確立し、発達支援を必要とする乳幼児の受け入れと支援体制を確保する。

3. こどもの成長に配慮した支援の継続

- ① 季節の変化や成長に伴う衣服の選択など、子どもの年齢や大きさなどの特徴を考慮した物資を迅速に支給する。

4. 震災にかかる復興支援の予算活用に関して

- ① 子どもに対する細かな支援を行うためには、「障害福祉サービスの再構築」の基金だけでは不十分であり、「子育てサービスの再構築」、「地域医療提供体制の再構築」など、広く活用できるようにする必要がある。

II：防災計画等に盛り込むべき課題と意見

1. 災害時における障がい児とその家族のための福祉避難所として、障害児施設（児童発達支援センター・入所施設）等を想定し、自家発電機の設置補助、離乳食、非常用具等の備蓄の推進と補助を進める。
2. 災害時、障害児施設等が機能できなくなった場合、速やかに小中学校の教室や地域の公民館などの公共施設の一部開放を義務付け、発達支援を必要とする子どもの受け入れ態勢を整備できるようにする。
3. 在宅障害児や発達支援を必要とする子どものリスト等を町村、市、県等で重層的に管理・保管し、安否確認等を円滑にする体制をとる。
4. サポートブック等、支援のための個人資料の統一化を図り、効率的な運用体制を提案・強化する。

障がいのある子どもさんの支援を行います

福島県では被災した障がいのある子どもさんを対象に
「被災した障がい児に対する相談・援助事業」を
障がい児支援の専門家団体に委託して実施しています。

別の場所に避難するけれど、
子どもの障がいをまわりに
どう説明すればいい？
どんな準備が必要？

避難先で
療育は受けられるの？
放課後はどうしよう・・・

避難生活の中で
子どもにどんなことをし
てあげたらいい？



こんなとき、こちらに相談してください。
まずはお電話を！

○会津地域に避難されている方
委託先：全国児童発達支援協議会
住所：会津若松市日新町2-2
「はまっ子くらぶ」



電話：050-1159-7187
※子どもさんの療育を中心に支援しています。

○浜通りへ避難またはお住まいの方
(相双圏域を拠点)

委託先：一般社団法人日本発達障害ネットワーク
住所：相馬市中村字笹川16-1
障がい児放課後支援



「ゆうゆうクラブ」内
電話：080-2384-2720
※放課後支援と専門家による相談を中心に支援しています。

事業に関するお問い合わせ：福島県保健福祉部障がい福祉課 電話 024-521-7171
住所 福島市杉妻町2-16

平成 23 年 10 月 6 日

公明党災害対策本部

本部長 木庭 健太郎 様

障がい者福祉委員会

委員長 高木 美智代 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国身体障害者施設協議会

会 長 日野 博愛

**東日本大震災で被災した施設等における利用者および施設等の支援に向けた
要望について**

現状に関する要望

1. 被災施設等の復旧・復興に向けた支援

被災施設等の復旧・復興に向けて建物等を現状復帰できる水準の補助を行っていたきたい。

特に、第二次補正予算において、二重債務問題への対応として、福祉医療機構が行う貸付については大幅な見直しを行っていただいているが、民間金融機関についても準じた対応が行われるようにしていただきたい。

防災計画等、今後に関する要望

1. 被災施設が負担なく応援職員を受け入れる仕組みの構築

被災地の施設等では、職員が不眠不休の活動を行っているが、国の仕組みでは、応援職員に係る経費等を被災施設が負担することとされており、そのことが応援職員の要請を留まらせる大きな要因となっている。被災施設が負担なく応援職員を受け入れることができる仕組みを早急に構築していただきたい。

2. 被災施設の運営継続に向けた支援

被災地の施設等では、利用者が他の施設に避難するなどによって、収入が大きく減少し、事業継続が厳しくなる状況が発生しました。被災した施設が復旧向けに、職員体制を維持し、施設の運営が継続できるように支援する仕組みの構築をお願いしたい。

3. 施設等における防災機能を整備・改善するための支援

施設等における防災機能を整備・改善するための支援を全国の施設を対象として行っていたきたい。

- ・ 大型自家発電装置の設置
- ・ 食糧、燃料等の備蓄の確保 等

平成 23 年 10 月 6 日

公明党 災害対策本部
本部長 木 庭 健太郎 様
公明党 障がい者福祉委員会
委員長 高 木 美智代 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会 長 近 藤 正 臣

東日本大震災で被災した就労系施設・事業所における 利用者および施設・事業所の支援に関する要望

東日本大震災および原子力発電所の事故により被災した障害者と就労系支援施設・事業所等の支援等に関する、被災施設の要請を受けとめ、被災した障害者の「働く・くらす」を守る施策等の充実、予算の確保について次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 働く障害者の仕事を確保してください。

全国セルプ協の調査では、回答施設の 93%が災害の影響を受けて売上げが減少したと回答しています。地場産業の復興を早急にすすめ、障害者の働く場及び仕事を確保できるようにしてください。

また、厳しい環境の中で働く障害者に仕事を確保するため官公需、民需を就労系施設・事業所が優先的に受注できるようにしてください。

2. 就労系施設・事業所で働く障害者の工賃減をカバーできる制度を構築してください。

全国セルプ協の調査では、就労系施設・事業所で災害後に支払われた利用者への工賃は、仕事の減少等により災害前に比べて平均して約2割減少しています。

雇用されている者（就労継続支援A型利用者含む）は、雇用調整助成金の特例により休業補償が可能とされています。経済的に厳しい障害者を支援するため、この制度に準じた対策を講じてください。

3. 障害者の就労を支える就労系施設・事業所への支援を充実してください。

(1) 建物・外構、生産設備等の施設の復旧費用等への支援の充実をはかってください。

特に、過去の借入金の返済猶予、償還期間の延長、利子補給・補助等については、民間金融機関からの融資についても支援を図ってください。

被災した施設・事業所は、ハード・ソフトの両面で大きな被害を受けています。被災施設に大きな負担とならないように、損壊建物・外構・生産設備等の復旧費用等については、国

が10割補助で支援してください。(緊急対応により既に改修等を行った場合での補助の対象としてください)

また、第二次補正予算において、二重債務問題への対応として、福祉医療機構が行う貸付については大幅な見直しが行われましたが、民間金融機関についても準じた対応が行われるようにしてください。

(2) 当分の間、利用実績状況に関わらない施設運営費等の支払を実施してください。

現在、被災地域の就労系施設・事業所では、通常の福祉サービスの提供に加え、利用者の安否確認、自宅訪問、避難所支援、他施設・事業所の利用者や要援護者の受け入れ等、障害者の命と生活を守る取り組みを全力で続けていますが、利用者の被災や移転等によって、従来の報酬が得られない施設が多く存在します。

被災地の復興に向けて、就労系施設・事業所が事業を継続できるよう、当分の間、利用実績状況に関わらず一定の報酬が確保されるようにしてください。

4. 原発事故による様々な被害に対して、国及び東京電力は一体となって責任ある補償を行ってください。

原発事故による風評被害を含む被災は、それぞれの施設が東京電力と折衝することは困難です。国が責任をもって解決を図るとともに、被災した施設等に十分な補償をしてください。

5. 震災、原発事故により、被災前の状況への復帰が困難な施設・事業所の支援策の基本方針を、関係省庁等との協議・調整のもと早急に示してください。

津波による被災沿岸部地区での建築制限や原発事故により、被災前の状況への復帰が困難な施設・事業所に対しては、復興計画の早期提示とともに、建設用地の確保、建築費等の10割補助など、特段の支援をしてください。

6. 防災機能を整備・改善するための制度の充実を図ってください。

- (1) 障害者の生命と生活の保持に必要な自家発電機の購入・設置費を必須とし、必要な経費を助成してください。
- (2) 障害者福祉サービス提供施設・事業所に、福祉避難所と同様の救援物資等が提供されるようにしてください。
- (3) 福祉施設・事業所にガソリン・軽油等の障害者の移動に必要な車両燃料が緊急車両と同様に提供されるようにしてください。
- (4) 被災時に優先的につながる通信手段を配置してください。

7. 障害者等の安否確認や個別支援に必要な情報については、個人情報法保護法による開示制限を解除してください。

在宅の障害者や通所施設の利用などの安否確認と支援の充実を図るため、災害発生時における個人情報保護法の適用についての見直しを図ってください。